

佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン・要綱 概要

1 佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン

ガイドラインでは、太陽光発電設備の設置等に当たっての市の考え方、事業者による適切な導入及び自主的な取組に向けた方針を示すことで、市民の安心・安全を確保するとともに、良好な生活環境、自然環境及び景観を保全することを目的として策定いたしました。

(1) 適用対象

太陽光発電設備を市内の土地に自立して設置するもの全てが対象。

(2) エリアの設定

周辺地域の防災、環境保全及び景観保全等を図る上で、様々なリスクや影響が懸念されるエリアを提示しています。

ア 設置を避けるべきエリア（レッドエリア）

①砂防指定地 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③農用地域等 他

イ 設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）

①浸水想定区域 ②埋蔵文化財包蔵地 ③自然環境保全地区 他

(3) 事業者が配慮すべき事項

設置から事業終了までの各段階において、事業者が配慮すべき事項を提示しています。

(4) 土地所有者が配慮すべき事項

事業者に当該土地を売却又は賃貸しようとする土地所有者に対して、配慮すべき事項を提示しています。

(5) 説明会の開催

事業着手前（FIT法の事業計画認定申請をする場合はその申請前）に、計画している事業の概要、防災、環境保全及び景観保全等の対策等、事業に関連する事項について説明会を開催し、地域住民への説明を行ってください。

合わせて、土地所有者についても、可能な限り説明会に参加するよう努めてください。

(6) 協定の締結

太陽光発電設備が設置される当該行政区と、運用、管理、撤去等に関する事項について協定の締結を行ってください。

協定書の記載例を具体的に提示していますので、区及び事業者の双方が合意する条件を取捨選択し、協定を締結してください。

- 例) ① 道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、目立たないようにすること。
② 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
③ 事業者は、〇〇区が実施する地区の清掃活動に参加すること。

2 佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱

本要綱では、太陽光発電設備の設置並びにその運用、管理及び撤去に関し、事業者に求める必要な事項を定めることにより、事業者の責務を明らかにし、適切な設置等の確保を目的として策定いたしました。

また、現行の「自然環境保全条例施行規則」「開発指導要綱」で規定している太陽光発電設備に係る条文等は削除し、平成30年9月1日から本要綱により統一した指導を行います。

(1) 適用対象

ア 太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の発電事業。

イ 同時期又は近接した時期に、同一と認められる事業者により一体的に設置されているもの又は、既に発電設備の設置が完了している土地の近接地に新たな発電設備が一体的に設置されているものと市長が認める場合は、関係する発電設備の合計出力を合算し適用。

(2) 本要綱の特徴

ア 着手届出書の提出前（FIT法の事業計画認定申請をする場合はその申請前）に「事業地選定の検討」、「詳細な計画・設計の実施」、「説明会の開催」、「協定の締結」、「市への事前協議」を行い、事業初期において地域との合意形成を図ってください。

イ 届出書等における添付書類は、国の「事業計画策定ガイドライン」で求めている事項に準じた内容としていますので、国のガイドラインについても確認をし、事業を進めてください。

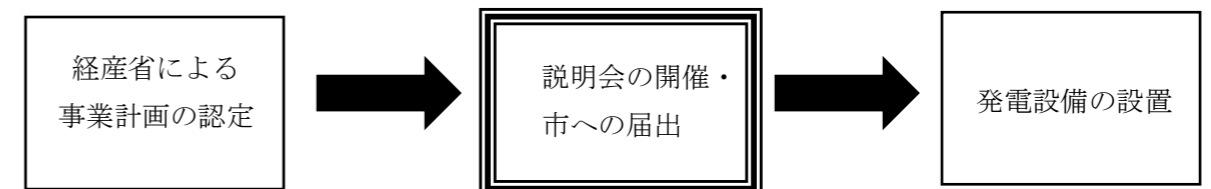
ウ 事業終了時の撤去及び処分について、費用の確保に努めるとともに、事業終了前と撤去等完了後において市に届出をしてください。

エ 必要に応じ、市が事業者の同意を得て事業区域内に入り、調査を行います。

オ 事業者が法令に定める義務を遵守しないときは、経済産業省へ情報を提供することとしていますので、事業の適切な実施に努めてください。

【太陽光発電設備の設置までの流れ】

●従前の流れ



●新要綱の流れ

